

○ 銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省告示第三十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定（題名を含む。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔<u>題名</u>〕銀行法施行規則第十四条の二第三項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める告示</p> <p>（国際統一基準行）</p> <p>第一条 海外営業拠点（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する銀行の必要な調整を加えた自己資本の額は、普通株式等Tier1資本の額（自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。）及び<u>その他Tier1資本の額（自己資本比率告示第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。）の合計額とする</u></p>	<p>〔<u>題名を付する。</u>〕</p> <p>（国際統一基準行）</p> <p>第一条 海外営業拠点（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する銀行の必要な調整を加えた自己資本の額は、普通株式等Tier1資本の額（自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。<u>次項において同じ。</u>）、<u>その他Tier1資本の額（自己資本比率告示第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。</u></p>

。〔項を削る。〕

2|| 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「兼営法」という。）に基づき信託業務を営む銀行にあっては、前項の自己資本の額に特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

次項において同じ。）及びTier2資本の額（自己資本比率告示第十四条第三号の算式におけるTier2資本の額をいう。次項において同じ。）の合計額とする。

2|| 前項の普通株式等Tier1資本の額及びTier2資本の額の算定に当たっては、その他有価証券評価差額金（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表等規則」という。）第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（同条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。）であるものに限る。）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額は考慮しない。ただし、この場合においても、Tier2資本の額は、普通株式等Tier1資本の額にその他Tier1資本の額を加えた額を超えない額とする。

3|| 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「兼営法」という。）に基づき信託業務を営む銀行にあっては、第一項の自己資本の額に特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。